

【参考 4】経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定）関係部分抜粋**（４）外国人政策の推進**

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」¹⁰⁹に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（J E S T A）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引き上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、J E S T A の 2028 年度中の導入に向けた準備作業や D X の推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」¹¹⁰を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026 年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を 2026 年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法¹¹¹の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

¹⁰⁹ 令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

¹¹⁰ 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」(令和 8 年 5 月 22 日公表)。

¹¹¹ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）。